大規模小売店舗立地法に基づく届出について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満 了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年10月23日

岡山市長 大森雅夫

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 天満屋ハピータウン岡南店所在地 岡山市南区築港新町一丁目18番5号
- (2)届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社天満屋ストア住所 岡山市北区岡町13番16号代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

(3)変更事項

- ①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場 No.	位置	収容台数
1	ハピータウン北側地上駐車場	
2	ハピータウン東側地上駐車場	
3	シネマタウン南東側地上駐車場	1,065台
4	ハピータウン東側地上駐車場	
5	ハピータウン屋上駐車場	

※「天満屋ハピータウン岡南店」及び「シネマタウン岡南」で駐車場を共用利用

(変更後)

駐車場 No.	位置	収容台数
1	ハピータウン北側地上駐車場	
2	ハピータウン東側地上駐車場	
3	シネマタウン南東側地上駐車場	
4	ハピータウン東側地上駐車場	6 4 6 台
5	ハピータウン屋上駐車場	
6	シネマタウン4階駐車場	
7	シネマタウン屋上駐車場	

- ※「天満屋ハピータウン岡南店」及び「シネマタウン岡南」で駐車場を共用利用
- ※「シネマタウン岡南」小売店舗施設来客用駐車台数332台及び「シネマタウン岡南」併設施設来客用駐車台数324台を別途確保
- ②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位置
1	2箇所	ハピータウン北側地上駐車場
2	1箇所	ハピータウン東側地上駐車場
3	2箇所	シネマタウン南東側地上駐車場
4	3箇所	ハピータウン東側地上駐車場
5	1 箇所	ハピータウン屋上駐車場
合計	9 箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位置
1	2箇所	ハピータウン北側地上駐車場
2	1箇所	ハピータウン東側地上駐車場
3	7箇所	シネマタウン南東側地上駐車場
4	3箇所	ハピータウン東側地上駐車場
5	1 箇所	ハピータウン屋上駐車場
6 · 7	4箇所	シネマタウン4階・屋上駐車場
合計	18箇所	

イ来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1 ~ 5	午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1 • 2 • 5	午前8時30分から午後10時30分まで
3 · 4 · 6 · 7	午前8時30分から午前0時30分まで

(4) 変更年月日

平成30年5月15日

2 届出年月日

平成29年10月12日

- 3 縦覧の期間及び場所
- (1) 縦覧の期間

平成29年10月23日から平成30年2月23日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局産業振興·雇用推進課